

平成 23 年 4 月 14 日

財団法人 日本経営教育センター

寄 付 行 為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人日本経営教育センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都北区赤羽 2 丁目 69 番 2 号におく。
2 その他理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地におくことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、企業における労使関係の円滑化と労働者の労働条件の適正化を図るため、使用者及び労務管理担当者等を指導し、労務管理の近代化を普及促進することをもって目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 企業の労務管理担当者及び有能な労働者育成のための通信教育による指導
- (2) 社会保険労務士養成のための通信教育の事業及び関連事業
- (3) 安全管理者及び衛生管理者ならびに労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタント養成のための通信教育事業および関連事業
- (4) 労務管理の研究を助成する事業
- (5) 企業の管理者および中堅幹部の労務管理能力の啓発に必要な国際交流事業および集合教育事業
- (6) 企業に適切な人材の交流を図るための職業紹介の事業
- (7) 経営労務コンサルタントの養成および資質向上に関する事業
- (8) その他企業の労務管理の近代化に必要と認められる事業

第2章 資産および会計

(資産)

- 第5条 この法人の資産は、次に掲げるものとする。
- (1) 設立時における別紙財産目録記載の財産
 - (2) 寄附金品
 - (3) 事業から生ずる収入
 - (4) 財産から生ずる収入
 - (5) その他の収入

(財産の種類)

- 第6条 この法人の資産を基本財産と運用財産の2種に区分する。
- 2 基本財産は、前条の資産中つぎに掲げるものとする。
 - (1) 前条第1号の財産目録に掲げる財産のうち基本財産として記載された財産
 - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - (3) 基本財産として指定された寄附金品
 - 3 運用財産は、前項各号に掲げる財産以外の財産とする。

(資産の管理と運用)

- 第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、運用の方法は理事会の議決を経てこれを定める。

- 第8条 基本財産のうち現金は、郵便官署もしくは確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託し、または国公債もしくは確実な有価証券に換えて保管するものとする。

(財産の管理と運用)

- 第9条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事会の議決を経て、かつ、厚生労働大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(経費の支弁)

- 第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(剰余金の処分)

第 11 条 年度末において剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部または一部を翌年度に繰り越し、または基本財産に繰り入れるものとする。

(事業計画及び予算)

第 12 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 12 条の 2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 12 条の 3 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 12 条の 4 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第 12 条の 5 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 13 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役員等

(役員の種類と員数)

第 14 条 この法人につきの役員を置く。

理 事 6 名以上 10 名以内

監 事 2 名以内

- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 理事は、互選により、理事長及び専務理事各 1 名を定める。
- 4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 15 条 理事は、理事会の決議に基づいて会務を執行する。

理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

専務理事は、常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長、顧問、参与)

- 第 18 条 この法人に、顧問及び参与若干名を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。
 - 4 この法人に名誉職として、会長を置くことができる。
 - 5 会長は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

第 3 章の 2 事務局

(設置等)

- 第 19 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

- 第 19 条の 2 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (1) 寄附行為
 - (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (7) その他必要な帳簿及び書類

第 4 章 理事会

(構成)

- 第 20 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第 21 条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、つぎの事項を議決する。
- (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の認定
 - (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(種類及び開催)

- 第 21 条の 2 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。
- 2 通常理事会は、毎年 1 回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第 22 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 23 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第 24 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 25 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第 26 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において書面をもって表決し、または表決を委任した者は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 開会の日時及び場所
2. 理事の現在数、出席者数
3. 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
4. 審議事項及び議決事項
5. 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
6. 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及び出席理事のなかから、その理事会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 4 章の 2 評議員及び評議員会

(評議員)

- 第 27 条の 2 この法人に、評議員 6 名以上 10 名以内を置く。
- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
 - 3 評議員には、第 16 条、第 17 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

- 第 27 条の 3 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
 - 4 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
 - 5 評議員会には、第 24 条から第 27 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(寄附行為の変更)

第 28 条 この寄付行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散、残余財産の処分)

第 29 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定により解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会において理事の 4 分の 3 以上の議決を経、厚生労働大臣の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

第 5 章 雑 則

(委任)

第 30 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この寄附行為は、厚生労働大臣の許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は昭和 40 年 12 月 31 日までとする。
3. この法人の設立初年度ならびに次年度の、事業計画及び収支予算は、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。